

長野県企業局の湯の瀬いとおしき発電所電力の売電業務に係る質問に対する回答

長野県企業局電気事業課

項目	内容	回答	回答日
30分毎の発電電力量の計画値	販売方法を検討するにあたり、30分毎の発電電力量の計画値をいただきたく、お願い致します。	30分毎の発電電力量の計画値は作成していません。	1/14
契約単価等の契約経過の公表	「公募型プロポーザル方式実施公告」の「9 契約単価等の契約経過の公表」において、「契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載します」との記載がございますが、仮に落札となった場合は、売電単価（電力価値の単価、及び環境価値の単価）がホームページで公開されることになるのでしょうか。	売電契約単価を長野県公式ホームページ上で公開することを予定しています。	1/14
試運転電力の買取り	『長野県企業局の湯の瀬いとおしき発電所電力受給仕様書（案）』のうち、8項11の試運転電力の買取りについて、試運転期間の非化石価値も授受の対象となるため、試運転期間の単価も非化石価値単価を含めた形での提示する必要があるとの認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、様式5の附表の6により提案してください。	1/29
試運転電力の買取り	試運転期間も発電計画（発電見込の通知）については、上記仕様書4項に記載のある本運用を想定した形で送付いただけるという認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、試運転期間中の発電計画の通知方法等についても、別途協議により定めることとします。	1/29
企業局・需要家間のPPA契約	今回の卸電力購入にあたって想定する小売先（需要家）のうち、①②のPPAを選択した場合、長野県企業局様・需要家間の受給契約の締結は想定しておりますでしょうか。あるいは、他にご提出が必要な資料等が発生するのでしょうか。	必要に応じて、企業局・需要家間のPPA2者契約及び企業局・小売電気事業者・需要家間のPPA3者契約を締結することを想定しております。 また、契約に必要な範囲で、電力を供給する施設に関する情報を提供いただく予定です。	1/29
FIT・FIP制度における基準価格	FIT・FIP制度における湯の瀬いとおしき発電所の基準価格を教えてくださいませんか。	FIPの基準価格は29円（税抜）です。	2/9

項目	内容	回答	回答日
F I P プレミアム	売電単価（電力価値+環境価値）を下限の15円/kWhで契約締結となったと仮定した場合、毎月の料金の支払いは、受給電力量×15円/kWhに消費税相当額を加算して貴局にお支払い、貴局にてF I P プレミアムの認定後に小売電気事業者へF I P プレミアムを貴局からお支払いいただくという認識でよろしいでしょうか。	F I P プレミアムについては、すべて当局において受領し、小売電気事業者への支払は発生しません。	2/9
非化石価値の移転	貴局で非FIT非化石電力量認定をしていただいたのち、小売電気事業者を介さず小売電気事業者が指定した需要家等（他の小売電気事業者を含む）に対して非化石価値の移転をしていただくことは可能でしょうか。	他の小売電気事業者への非化石価値の移転については、原則として想定していません。なお、P P A方式の需要家へ直接移転させる必要がある場合などは、非化石価値の取扱いについて協議するものとします。	2/9
契約保証金	契約保証金はありますか。	必要となります。免除条項については、別紙のとおりです。	2/9
脱炭素化推進の取組に関する企画提案	提案書の脱炭素化推進の取組等について、小売先の需要家は必ず長野県内でなければならないのでしょうか。	長野県内である必要はありませんが、長野県内での取組であれば特に評価するものとします。	2/9
売電単価の変更	契約終了までに、FIP制度等の変更や国内外の情勢によって売電単価等に著しく影響が発生すると見込まれる場合、契約変更について協議させていただくことは可能でしょうか。	可能です。	2/9

(別紙)

下記の規定に該当する場合、契約保証金の納付を免除することができます。

○長野県公営企業財務規程（昭和42年11月1日公営企業管理規程第15号）（抜粋）

(契約)

第79条 企業に係る契約については、財務規則第5章の規定の例による

○財務規則（昭和42年1月30日規則第2号）（抜粋）

第5章 契約

第2節 契約の締結

(契約保証金)

第143条 予算執行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。ただし、契約人が契約を履行しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収する旨を契約の条件としておかなければならない。

- (1) 契約人が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約人から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約人が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
- (4) 契約人が法令に基づき、延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。
- (5) 契約人が第144条の規定による契約保証人を立てたとき。
- (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において、契約人が売払代金を即納するとき。
- (7) 契約金が100万円未満であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと認められるとき。
- (8) 国若しくは公社、公団、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体若しくは公共団体と契約するとき。
- (9) その性質上契約保証金を納付させることが適当でない契約を締結する場合において、契約人が当該契約を確実に履行するものと認められるとき。